

特定非営利活動法人 市民生活支援センター  
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 市民生活支援センター（以下「本法人」という）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を大分県宇佐市大字川部 1765 番地の 1 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本法人は、人としての基本的な生き方や真に自由、平等で公平な福利が享受される地域社会の実現を考える人たちが組織し、身体、精神もしくは知的また年齢的にハンディを持つ人や、家庭周辺の共生環境に恵まれずその犠牲となっている人など、いわゆる社会的に弱い立場にある人々と一緒になって行動を起こし、それぞれが協力し合って、就労体験や共同生活、そして高齢者との交流や介護など実際の体験をとおして、その人たちが、住み慣れた地域で当たり前の生活を営み、社会との交流ができるようになることを支援する活動が続けることにより、不特定かつ多数の市民や団体など広く公益の増進に寄与していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下「法」という）第2条の別表に掲げる項目のうち、次の活動を積極的に行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するために特定非営利活動に係る、身体、精神もしくは知的また年齢的にハンディを持つ人たちへの支援事業として、次の事業を行う。

- (1) 事業を行う拠点となる施設の設置
- (2) 適切な教育やリハビリテーション訓練

- ① 共同での生活及び通所者の受入れ
- ② リーダーや指導者の育成
- (3) 職業を選択し就労できるための就労体験を支援
  - ① 飲食料品の製造及び販売
  - ② 青果物の育成栽培及び販売
  - ③ 生活用品の製造及び販売
- (4) 相当な生活水準を享受できるための支援
  - ① 就労体験に対する労務賃金の支払い原資の確保
  - ② 活動資金を確保するために個人及び法人から寄付金を募集
- (5) 家族や里親との共生への支援
  - ① 関係者や周りの人たちとの交流による情報の共有
- (6) 公的援助を受けるための活動
  - ① 活動を続けることでの生きた経験による実績の蓄積
  - ② 公的支援制度の調査及び研究
- (7) 高齢の人たちへの支援事業に参画
  - ① 社会的に弱い立場の人たちの交流の中で、相互理解と共生の可能性を探る
- (8) 市民が主体である社会を実現していくために、行政に次の事項を求めていく活動
  - ① 民主的で能率的な行政事務を遂行すること
  - ② 公平に役務の提供を受けられること
  - ③ 行政事務に対する受益者負担金や公共料金の軽減を図ること
  - ④ 規制緩和により行政事務に競争の原理を取り入れること
  - ⑤ 許認可事務について具体的な審査基準を示すこと
  - ⑥ 許認可申請に対し公正で透明な処分をすること
  - ⑦ 契約の締結について公正で透明な運営をすること
  - ⑧ 行政事務の情報公開を進めていくこと
- (9) 地域ボランティア活動への参画
- (10) 目的を同じにする他の団体との連絡、助言又は支援協力

### 第3章 会 員

(種別及び資格)

第6条 本法人の会員は、正会員及び賛助会員の二種とし、正会員をもって法上の社員とする。

2 正会員は、本法人の目的に賛同し、その活動に積極的に参加することを約して入会した個人及び団体とする。

3 賛助会員は、本法人の趣旨に賛同し、活動に協力する個人及び団体とする。

(入 会)

第7条 本法人に正会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出して理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の入会申込者が前条2項の条件に適合するときは、正当な理由がない限り入会を拒否してはならない。

3 理事長は、第1項の入会申込者の入会を拒否するときは、速やかにその理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

4 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会届出書を提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員は、本法人に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 除名されたとき

(3) 本法人が解散したとき

(退 会)

第10条 会員で退会しようとする者は、理事長が別に定める退会届を提出して任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事長の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会費に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本法人の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき

(2) 本法人の目的及び趣旨に反する行為をしたとき

(3) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の運営に著しく支障を及ぼすと認められたとき

(4) 会費を1年以上滞納したとき

(拠出金品の不返還)

第12条 会員、及び前2条の規定により退会又は除名された者は、本法人の資産についていかなる請求権も有しない。

## 第4章 役 員

(種別及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

理 事 8名以上 15名以内

監 事 1名以上 3名以内

- 2 理事の内から理事長1名を定めるものとし、常務理事2名以内を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長1名は、理事の互選により選任する。
- 3 常務理事は、理事会の承認を得て理事の中から選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 5 役員は、法第20条各号に該当せず、その構成は法第21条に適合しなければならない。
- 6 役員に異動があるときは、延滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し法人の事務を統括する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行し、及び理事長の議決に基づき本法人の事務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成しこの定款及び総会の議決に基づいて、本法人の事務を執行する。
- 5 監事は、次の各号の職務を行う。
  - (1) 理事の事務執行の状況を監査すること
  - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
  - (3) 前二号の規定による監査の結果、本法人の事務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
  - (5) 理事の事務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

(任期)

第16条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

- 2 補欠のため又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了においても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(解任)

第17条 役員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えられないと認めるとき又は職務上の義務違反その他、役員として相応しくない行為があったときは、その任期中であっても、総会の議決により解任することができる。

(報酬等)

第18条 役員は、無報酬とする。但し常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。

3 役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て細則で定める。

(顧問及び参与)

第19条 本法人には、会務の執行に必要な専門知識をもつ若干名の顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、必要な事項について理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

## 第5章 会 議

(種別及び開催)

第20条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会で必要と認められたとき

(2) 正会員の5分の1以上からの請求があったとき

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき

4 理事会は、毎年2回開催する外、必要に応じて随時開催する。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第22条 会議は、監事が招集する臨時総会を除いて、理事長が招集する。

2 会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的、審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

第23条 総会には、次の事項を付議する。

(1) 事業計画及び活動予算

(2) 事業報告及び活動決算

(3) 役員を選任又は解任

(4) 定款及び施行細則の変更

(5) 本法人の解散又は合併

(6) 入会金及び会費の額

- (7) 前各号の外、理事会より付議された事項
- 2 理事会には、この定款に規定する事項の外、次の事項を付議する。
  - (1) 総会で議決した事項の執行に関する事
  - (2) 総会に付議すべき事項
  - (3) その他、総会の議決を要しない事務の執行に関する事項

(議 長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出し、理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 25 条 会議は、総会にあってはこれを構成する正会員の3分の1以上、理事会にあっては理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 26 条 議事は、この定款に規定するものの外、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 2 正会員は、総会における議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。
- 3 前項の場合における前条の規定については、その正会員は出席したものとみなす。
- 4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 27 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 総会は正会員総数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者数を付記）、理事会は出席した者の氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日



(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 運営組織

(委員会及び部会等)

第28条 本法人は、事業の円滑な運営を図るために理事会の議決を経て、委員会及び部会等の運営組織を置くことができる。

2 委員会及び部会等の、組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て細則で定める。

(事務局)

第29条 本法人の事務を処理するため、事務局及び事務局支部を置く。

2 事務局には、事務局長及び職員若干名を置くことができる。

3 事務局支部には、支部長及び職員若干名を置くことができる。

4 事務局及び事務局支部の組織と運営に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第7条 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本法人の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第31条 本法人の資産の管理は、理事会の定めたところによる。

(経費の支弁)

第32条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第33条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第34条 本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第35条 本法人の事業計画及び活動予算は、事業年度ごとに理事長が策定し、総会の議決を経なければならない。

2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定

予算を変更することができる。

(事業報告及び決算)

第36条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、2ヶ月以内に理事長が作成し監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次の事業年度に繰り越すものとする。

## 第8条 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上の同意を得て、且つ法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の承認を得なければ変更することができない。

(解 散)

第38条 総会の議決に基づいて本法人を解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第39条 本法人が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得て選定する。

## 第9条 公告の方法

(公 告)

第40条 本法人に必要な諸手続きにおいて法に定める公告は、本法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第10章 雑 則

(施行細則)

第41条 この定款の施行について必要な事項は、理事長の議決を経て細則で定める。



附 則

1. この定款は、法人成立の日から施行する。
2. 本法人の設立当初の役員は、第14条第1項から第3項までの規定にかかわらず別表のとおりとし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、法人設立の日から平成16年3月31日までとする。
3. 本法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、法人設立の日から平成15年12月31日までとする。
4. 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員(個人)	入会金	5,000円	会費年額	5,000円
(2) 正会員(団体)	入会金	10,000円	会費年額	10,000円
(3) 賛助会員(個人)	入会金	2,500円	会費年額	2,500円
(4) 賛助会員(団体)	入会金	5,000円	会費年額	5,000円